

厚生労働科学研究補助金（労働安全衛生総合研究事業）
「職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究」
～事業場および事業場外資源での推進事例を把握するための現地調査～
福島県歯科医師会および新潟県歯科医師会の事例

分担研究報告書(令和4年度)

分担研究者 恒石 美登里 日本歯科医師会 日本歯科総合研究機構
研究協力者 山本 秀樹 日本歯科医師会 常務理事

研究要旨：

2020（令和2）年3月に「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（以下THP指針という）が約30年ぶりに改正された。新たなTHP指針の基本的考え方には、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、保健指導がある。従来では、事業所の歯科保健指導は保健師や看護師が中心となっていたが、歯科医師や歯科衛生士が事業場外資源として実施している事例等も示されたところである。地域の窓口としての歯科医師会の活用も記載され、事業場外資源としての好事例や報告を収集することで、この分野の発展につながると考えられる。そこで本研究では、都道府県における歯科口腔保健の職域代表である都道府県歯科医師会にヒアリング調査を実施し、事例を収集することとした。

今回は、THP指針を踏まえた見直しに伴い、事業所健診の取り組みの見直しを実施したと回答した2都道府県（福島県・新潟県）の状況についてオンライン会議システム（ZOOM）を活用して、ヒアリング調査を実施した。その結果、両県とも、一般歯科健康診査や歯科特殊健康診断の申込や実施件数は2022（令和4）年にかけて経年的に増加していた。両県とも、広く周知するパンフレットや健診の流れをフローチャートにして、広く事業所等への周知を実施していた。新潟県では、都道府県歯科医師会と連携をした歯科保健協会という組織において対応を一本化していた。都道府県の産業保健総合支援センターとも勉強会等で顔の見える関係を構築していた。両県とも市町村との連携は古くから行っており、特定健診・特定保健指導等でのモデル事業も実施していたが、企業や事業所等との関係構築はこれからの課題と考える事項も多かった。

A. 研究目的

生涯を通じた歯科健診の充実は喫緊の課題であり、日本歯科医師会としても具体的な目標を設置し取り組んでいるところである。日本歯科医師会が刊行した「2040年を見据えた歯科ビジョン—令和における歯科医療の姿—」では「健康経営を実践している企業や事業所等における従業員の歯科健診事例の収集と経営層に対する歯科健診のメリットをアピールすること」と目標を立てている。

2020（令和2）年3月に「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（以下、THP指針という）が約30年ぶりに改正された。新たなTHP指針の基本的考え方には、運動指導、メンタルヘルスクア、栄養指導、口腔保健指導、保健指導があり、従来では、事業所の歯科保健指導は保健師や看護師が中心となっていた。新指針では、歯科医師や歯科衛生士が事業場外資源として実施している事例等も示されたところである。また、地域の窓口としての歯科医師会の活用も記載され、事業場外資源としての好事例や報告を収集することで、この分野の発展につながると考えられる。そこで本研究では、都道府県における歯科口腔保健の職域代表である都道府県歯科医師会にヒアリング調査を実施し、事例を収集することとした。

B. 研究方法

2020年11月2日に47都道府県歯科医師会会長宛に「事業所の歯科口腔保健に関する調査」として郵送にて調査票を送付した結果をもとにヒアリング調査対象歯科医師会を検討した。THP指針の改正に伴う

事業の見直しを実施したと回答した、10都道府県（21.3%）のうち、初年度として、福島県歯科医師会及び新潟県歯科医師会をヒアリング対象とした。2020年度に実施したアンケート結果とヒアリングにおいて調査したい点を事前資料（図1，2）として送付したうえで、オンライン会議システム（ZOOM）を活用して以下に示した項目についてヒアリングを実施した。ヒアリングでは、2020年度のアンケート以降の事業所等における歯科健診の実施状況やTHP指針改正を踏まえた取組の詳細以外にも歯科医師会の取り組みについて幅広く聞き取りを行った。

【福島県歯科医師会】

- ①2021～2022年の事業所健診の実績
- ②コロナ禍での状況
- ③THP指針の見直しに関わる事業の進捗状況
- ④特定健診・特定保健指導と同時実施の歯科健診について
- ⑤事業所からの反応や要望など
- ⑥事業の評価や今後の課題

【新潟県歯科医師会】

- ①歯科特殊健康診断の制度の向上
 - ・取り組みを始めた経緯
 - ・事業概要や実施体制など
 - ・実施に関する費用等
 - ・取り組みに関する連携団体
 - ・実績及び成果
- ②特定健診・特定保健指導と同時実施の歯科健診について
- ③事業所での歯科保健活動の事後評価
- ④事業所における歯科口腔保健の推進の

うえで参考になる情報

(倫理面への配慮)

本研究は東京歯科大学倫理審査委員会の承認を得て実施した(承認番号 1079 号)。

C. 研究結果

1. 福島県歯科医師会へのヒアリング(表1)

福島県歯科医師会では、2020～2022 年では一般歯科健康診査や歯科特殊健康診断等の実績が増加していた(図3、図4)。また、令和3年度事業報告(事業所健診)(図5)では、実績申込件数は136件、申込事業所数は77事業所、受診者数は1,009名となっていた。コロナ禍であっても事業を縮小することなく継続していた。福島県歯科医師会における一般歯科健康診査の流れと健診費用を図6に示した。

事業所健診については、勤めている労働者の健康の保持増進が重要であり、労働者自身がどのような情報を求めているかなど情報収集しながら模索をしているということであった。歯科特殊健康診断について事業所規模にかかわらず実施義務となったことより、問い合わせも増えているが、確定診断や定義等について不明な部分も多く、戸惑いながら実施しているのが実情であるとのことであった。

特定健診・特定保健指導との一体化については、7市町村において事業予算を活用して受診勧奨を同時に実施する実証事業を行っていた(図7)。

その他、福島県歯科医師会では企業や協会けんぽとの窓口は都道府県歯科医師会で1本化している。歯科衛生士会との連携

はあまりできておらず、実施する歯科診療所の歯科衛生士を同行している状況であった。課題としては、非会員のいる地域では歯科健診事業について整合性がとれていない部分もあった。

2. 新潟県歯科医師会へのヒアリング(表2)

新潟県歯科医師会の関与する事業所における歯科保健事業実施状況を図8に示した。一般歯科健診および歯科特殊健康診断の実施事業数は経年的に増加していた。特に令和4年の増加が顕著であった。新潟県歯科医師会ではTHP指針改正(2020年3月)に伴い「歯科特殊健康診断の精度の向上」を検討と記載があったので、その経緯や実施体制等について聞き取りを実施した。新潟県歯科医師会における事業所歯科健診の窓口は公益財団法人・新潟県歯科保健協会で行っており、日程調整や実働まで担う組織が存在していた。新潟県歯科医師会では主に会員の研修等の対応を行っており、業務分担がされていた。特に連携組織として、産業保健総合支援センター(さんぽセンター)と定期的に研究会等を15年以上前から実施していることもあり、顔が見える関係ができているということであった。産業保健総合支援センター等の産業保健師等とTHPを理解した上での情報交換がうまくできているということも分かった。

歯科保健協会では、歯科衛生士5名が配置されており、職域以外にもフッ化物洗口等の活動を長年実施されてきたとのことであった。歯科保健協会では歯科グッズ販売やパンフレットなどを広く情報提供し

ていた。歯科健診についての費用等は図 9 に示した。特に実施している事業所歯科健診のみ(図 10)及び歯科衛生士による歯科保健指導を含むもの(図 11)やセミナーなどへの取り組みを実施していた。企業等における歯科口腔保健の推進には、企業内に配置されている保健師の協力が非常に大きいということで、保健師と顔の見える関係ができることで、事業が継続する事例が多かった。

新潟県の市町村事業として実施されている特定健診においても歯科の取り組みを実施しているところも多かった。

新型コロナ感染症を経験したなかで、ICTを活用した歯科保健活動も今後は検討する予定とのことである。

D. 考察

今回、職域等で働く世代への事業所健診等について2つの都道府県歯科医師会の取り組みについてヒアリング調査を実施した。その結果、新型コロナウイルス感染症により、一時的に事業所健診等の実施方法を変更することはあったが、令和4年にかけてその取り組み事業所数は増加していることが明らかであった。一般歯科健康診査の取り組みとともに歯科特殊健康診断への関心も高まっており、歯科特殊健康診断については事業所規模にかかわらず実施義務となったことより、問い合わせも増えているという状況であった。

事業所健診等の窓口は都道府県歯科医師会もしくは、その連携関係にある歯科保健協会に置き、その対応をシステム化し、さまざまな問い合わせに対応している状況がヒアリングによって確認できた。両都

道府県とも、広く周知するパンフレットや健診の流れをフローチャートにして、広く事業所等への周知を実施していた。特に新潟県では、対応する歯科衛生士を雇用しており、職域以外でも従前からの対応により、ノウハウを蓄積されてきたことが伺えた。また、産業保健総合支援センターとのかかわりも深く、顔の見える関係を構築していくことで、継続性を増しているということであった。2つの県ともに、市町村との連携はこれまでにすでに確立されており、特定健診・特定保健指導等のモデル実施などの取り組みを実施されていた。一方で、事業所や保険者との取り組みは、課題も多いとのことであり、引き続き検討が必要とのことであった。

E. 結論

THP 指針を踏まえた見直しに伴い、事業所健診の取り組みの見直しを実施したと回答した2県の状況についてヒアリング調査を実施した結果、事業所健診等の申込数は経年的に増加傾向にあった。都道府県歯科医師会では、市町村との協同事業などの経験は多いものの、職域や事業所等との連携の構築はこれからの課題も多いことが明らかとなった。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3.その他

なし

図1. 福島県歯科医師会への事前配布資料

福島県歯科医師会 へのヒアリング内容（案）

大項目	2021年度郵送調査（3枚目・4枚目）に記載されている「事業所にとっての利点の明確化を含めた周知の手法の再構築」部分の詳細を具体的に聞き取る。
小項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 2021年および2022年の事業所健診の実施状況 取組に関する事業費について ② 実施方法の変更など（コロナ禍での状況） ③ THP指針の見直しに関わる事業の変更の進捗状況について ④ 特定健診・特定保健指導との同時の歯科健診の実施状況およびメリットと課題 ⑤ 事業所からの反応や事業所からの要望など ⑥ 事業の評価（効果）および今後の課題

図2. 新潟県歯科医師会への事前配布資料

ヒアリング内容（予定）

2021～2022年の状況

- 1) THP指針の見直しにより実施予定があると記載された「**特殊健康診断の精度の向上**」について詳細を教えてください。
 - 取り組みを始めた経緯
 - 事業概要や実施体制など
 - 実施に関する費用等
 - 取り組みに関する連携団体
 - 実績及び成果など
- 2) これまで特定健診・保健指導と同時実施に実施した歯科健診等の実績の具体的な内容と課題などありましたら教えてください。
- 3) 事業所での歯科保健活動の事後評価について実施している（う蝕・歯周病罹患率、問診等）と回答されていましたが、具体的な取組を教えてください。
- 4) 事業所における歯科口腔保健の推進をしていくうえで参考になる情報を広く教えてください。

1 貴歯科医師会におきまして、過去3年間で事業所の従事者等に対する以下の事業を実施していますか？該当箇所に○してください。

1) <input type="checkbox"/> 一般歯科健康診査	<input type="checkbox"/> 2021年度	<input type="checkbox"/> 2022年度
2) <input type="checkbox"/> 特殊歯科健康診査	<input type="checkbox"/> 2021年度	<input type="checkbox"/> 2022年度
3) <input type="checkbox"/> 歯科保健指導	<input type="checkbox"/> 2021年度	<input type="checkbox"/> 2022年度
4) <input type="checkbox"/> 講演会の開催	<input type="checkbox"/> 2021年度	<input type="checkbox"/> 2022年度
5) <input type="checkbox"/> その他の事業	<input type="checkbox"/> 2021年度	<input type="checkbox"/> 2022年度

その他について具体的に記入ください

2 事業の実施方法はどのような形で実施されていますか？
（複数回答あり）

- 1) 事業所での集団による実施
- 2) 歯科診療所での個別実施
- 3) 口腔保健センター等での実施
- 4) その他

3 これまで実施されてきた事業所の歯・口の健康保持に関する事業について、事業実施に伴うメリットや改善すべき点があればご記入ください。

表1 福島県歯科医師会ヒアリング日程表

表1 福島県歯科医師会 ヒアリング日程および参加者

日時: 2022年12月8日(木)09:00~10:00

方法: オンライン会議システム(ZOOM)

福島県歯科医師会

福島県歯科医師会 地域担当理事 菊地 亮先生

本研究班参加者:

澁谷智明 日立製作所京浜地区産業医療統括センタ

江口貴子 東京歯科大学短期大学

恒石美登里 日本歯科医師会 日本歯科総合研究機構

表2 新潟県歯科医師会ヒアリング日程表

表2 新潟県歯科医師会 ヒアリング日程および参加者

日時: 2023年2月9日(火)14:30~16:00

場所: オンライン会議システム(ZOOM)

新潟県歯科医師会参加者:

新潟県歯科医師会地域保健理事 木戸寿明先生

新潟県歯科医師会 事務局 浅井大輔様

新潟県歯科保健協会 江邊真奈美様

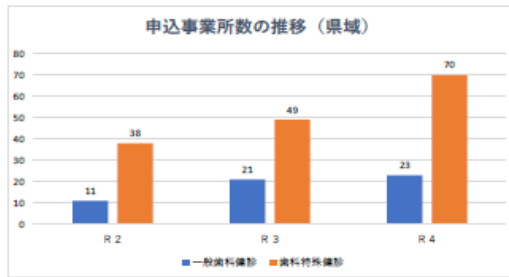
本研究班参加者:

上條英之 東京歯科大学歯科社会保障学 教授

木下隆二 日本労働衛生研究協議会会長

安田恵理子 大阪歯科大学非常勤講師 日本労働衛生研究協議会理事

恒石美登里 日本歯科医師会 日本歯科総合研究機構



< 歯科特殊健診の伸び率 >

- ・ R2 ~ R3 : 29%
- ・ R3 ~ R4 : 43%

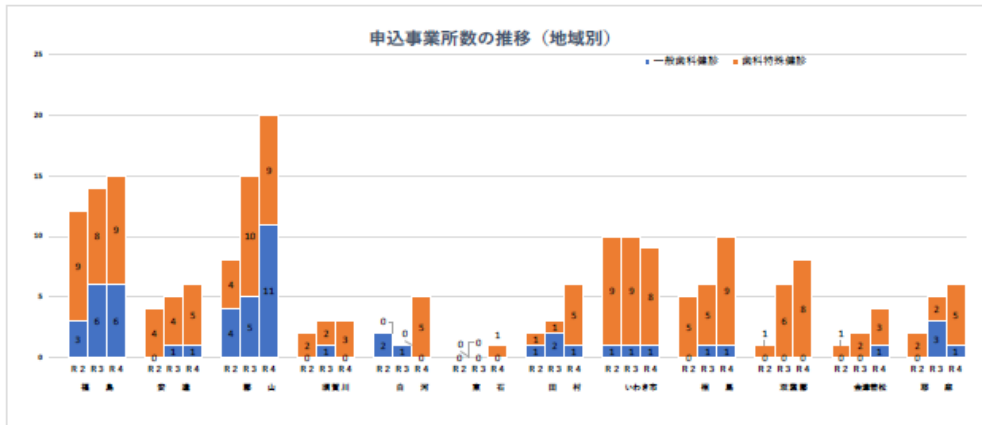
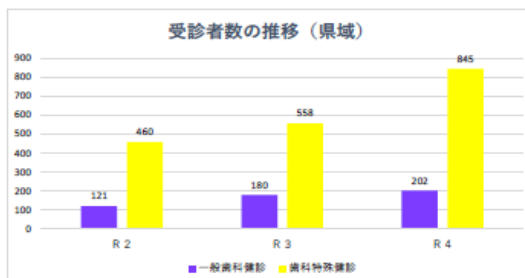


図3. 福島県歯科医師会 申込事業所の推移



< 歯科特殊健診の伸び率 >

- ・ R2 ~ R3 : 21%
- ・ R3 ~ R4 : 51%

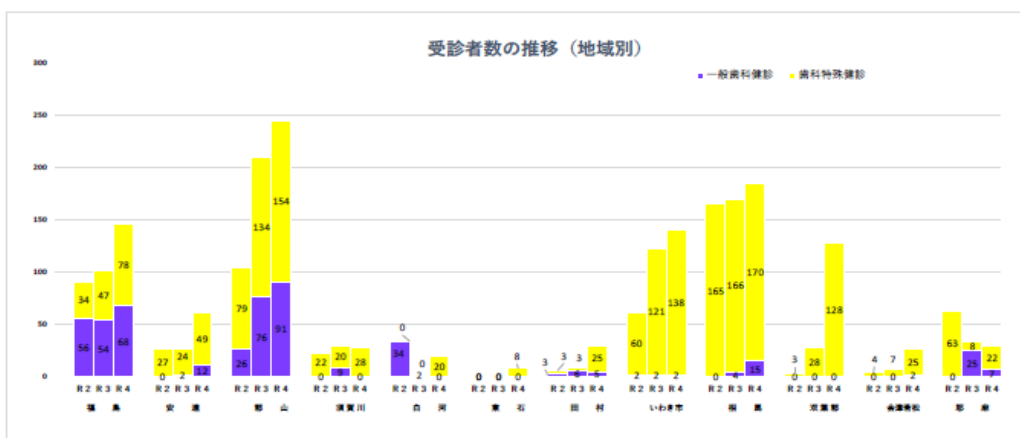


図4. 福島県歯科医師会 受診者数の推移

令和3年度事業報告（事業所健診）

○事業所歯科健康診査、各種健診事業の推進

県内の事業所に勤務する従業員とその家族の「歯の健康」を保持し、より快適な職場づくりと職場の健康管理の維持に寄与することを目的として、本会が主体となり附属歯科診療所を設置し、地域歯科医師会が主管して、希望する事業所の歯科健康診査を実施した。

■実績（令和3年4月～令和4年3月）

申込件数	申込事業所実数	受診者数	担当歯科医師実数
136件	77事業所	1,009名	83名

・実施実績のうち、委託契約書または契約書に基づく歯科健康診査

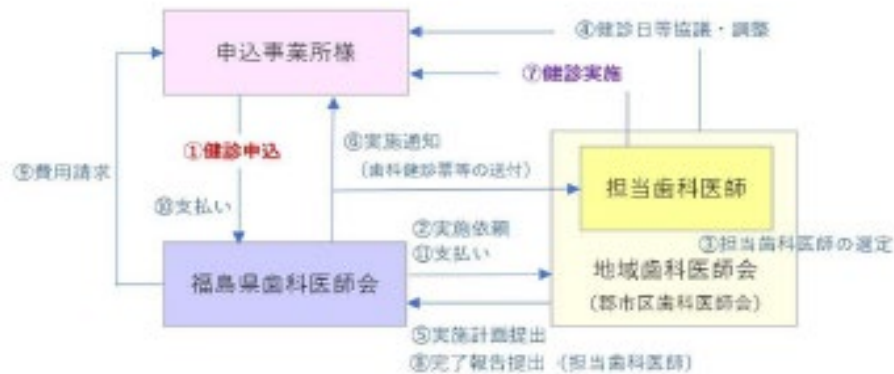
1) 地方職員共済組合歯科健康診査

地方職員共済組合福島県支部の委託を受け、共済組合の組合員で、令和3年4月1日現在、満30歳の希望者及びその他の希望者を対象として歯科健康診査を実施し、口腔内疾患の重症化を防止し、健康への意識向上を図った。

■受診者数 176名

図5. 福島県歯科医師会 令和3年度事業報告

< 健診実施の流れ >



< 健診費用 >

1人あたりの健診手数料（税込）		
一般歯科健康診査		3,300円
オプション	ブラッシング指導等の歯科保健指導	605円

2023/4/1改定

図6. 福島県歯科医師会 一般歯科健康診査の流れと健診費用

特定保健指導における歯科の追加質問票の標準的な取扱いについて（実施主体向け）

一般的に、かめない、かみにくい状態になると、食べ物の偏食や早食いなどが起こり、栄養の偏りや栄養不足により、肥満の原因になる事が指摘されています。そのため平成30年度より特定健診・特定保健指導の質問項目に「食事をかんで食べる時の状態」が導入され、保健指導の際、咀嚼の状態を考慮した保健指導が可能となりました。しかしながら、この質問項目「食事をかんで食べる時の状態」により保健指導対象者の咀嚼の状態がわかりますが、「かめない」「かみにくい」と答えた者の咀嚼を障害する原因への対応には歯科受診が必要です。

そこで、「かめない」「かみにくい」と答えた「咀嚼に支障をきたしている者」を、この「歯科の追加質問票」を用いて、特定保健指導から歯科医療機関へ受診勧奨いたします。なお、この受診勧奨の結果報告は、特定保健指導の際に活用させていただきます。

図7. 福島県歯科医師会 特定健診・特定保健指導での受診勧奨

事業所における歯科保健事業実施状況(R1～R4)

(令和4年度は予定も含む)

■事業所数・会場数の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歯科健康診査事業 (一般歯科健診・特殊歯科健診)	事業所数	33	43	42	70
	会場数	91	164	169	240
歯科保健講演会	実施団体数	5	2	5	15
	会場数	28	8	18	26

(直接受診型除く)

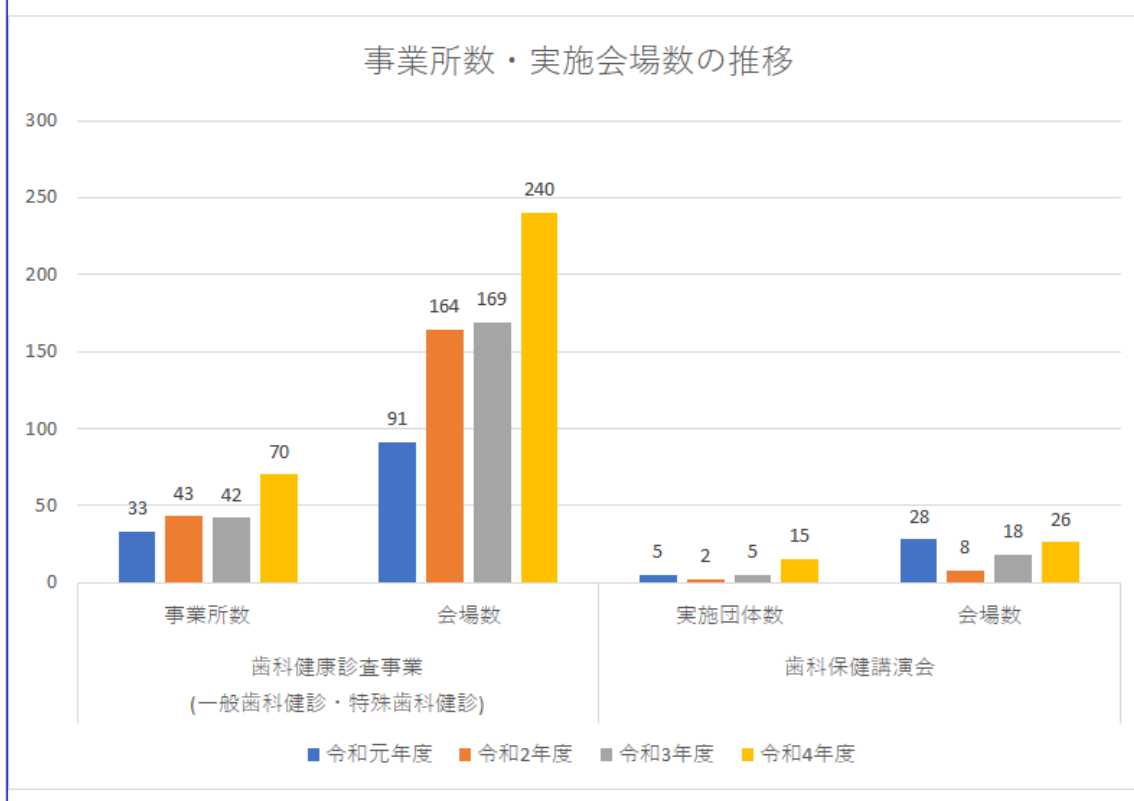


図 8. 新潟県歯科医師会 歯科保健事業実施状況

事業所歯科健診料金表

	健診の種類	コース	内容	受診の目安	料金(税込)	備考	
事業所歯科健診の種類	事業所受診型	A	歯科医師による歯科健診	20名~	2,530 円/人	<ul style="list-style-type: none"> • 概ね 2 時間の枠をお取りいただけます。 • 当日の受診人数が 20 名未満の場合、人数に関わらず 50,600 円申し受けます。 	
		B	歯科医師による歯科健診 歯科衛生士による保健指導		3,300 円/人	<ul style="list-style-type: none"> • 概ね 2 時間の枠をお取りいただけます。 • 当日の受診人数が 20 名未満の場合、人数に関わらず 66,000 円申し受けます。 	
	歯科医院受診型	A	歯科医師による歯科健診	~10名	3,190 円/人	<ul style="list-style-type: none"> • 受診いただく歯科医院をご案内いたします。受診日時については、歯科医院と相談し予約をお取りいただけます。 • 歯科医院の予約状況により、複数日程に分けて受診いただく場合がございます。 	
		B	歯科医師による歯科健診 歯科衛生士による保健指導		4,070 円/人		
	歯科医院フリーアクセス型		<ul style="list-style-type: none"> • 県内各地の登録歯科医院（約 500 カ所）で受診ができます。 • 受診日の他、受診する歯科医院も受診者のご都合に合わせて自由に選択できます。 	歯科医師による歯科健診 歯科衛生士による保健指導	50名~	3,000 円/人 事務手数料として 基本料金 70,000 円 +300 円/人	<ul style="list-style-type: none"> • 歯科健診料金 3,000 円/人は、歯科医院窓口へ直接お支払いいただけます。 • 基本料金については、事前に設定した健診期間ごとに受診人数をとりまとめ、事業所もしくは組合様へてご請求いたします。
事業所特別健診	歯科特殊健診		<ul style="list-style-type: none"> • 特定の有害物質を取り扱う労働者対象の法定健診です。 • 20 名未満の場合は、基本的に春と秋の時期で日程を調整します。 	歯科医師による歯科健診 (歯科医師による機体透視)	1名~	5,000 円/人	<ul style="list-style-type: none"> • 25 名につき概ね 2 時間の枠をお取りいただけます。 • 当日の受診人数が 3 名以下の場合 15,000 円、5 名以下の場合 25,000 円申し受けます。 • もし歯や歯肉の健診を追加で行う場合は、2,000 円/人追加となります。

★詳細はお問い合わせください・・・

図 9. 新潟県歯科保健協会 事業所歯科健診料金表

① 新潟県歯科保健協会へ歯科健診のお申込み

実施希望時期の3か月前までにお申し込みをお願いします。

② 歯科健診実施に向けた打合せ

- ・事業所ご担当者様と、実施日・時間帯や健診設営会場等、詳細について電話またはメールで打合せを行い決定します。
- ・打合せ内容をもとに、健診スタッフ（歯科医師・歯科衛生士等）や器材等を手配いたします。

③ 歯科健診器材の送付・健診準備についてのご案内

- ・事業所様へ「歯科健診器材セット」を送付いたします。健診当日まで保管いただきます。
- ・歯科健診票は事前に受診者に配付、問診事項等ご記入いただきます。
- ・基本的に、当日の健診ご準備は事業所様で行っていただきます。
ご準備の方法について、事前に送付する手順書をもとにお電話にてご説明いたします。

④ 歯科健診の実施

健診開始 30~40分前

- ・事業所様で健診会場の設営、ご準備を行っていただきます。

健診開始・・・開始時刻の10分ほど前に歯科医師が伺います。

- ▶ 歯科医師による歯科健診・・・1名あたり3~5分



- ・むし歯、喪失歯等のチェック
- ・歯周病のチェック
- ・お口の清掃状況のチェック
- ・歯石の付着状況のチェック
- ・歯並びや顎関節、お口の粘膜等のチェック
（・歯牙酸蝕症のチェック）

健診終了

- ・健診器材および歯科健診票を歯科保健協会宛てにご返送いただきます。

⑤ ご請求・健診結果のご報告

- ・健診人数によりご請求金額が確定いたします。
- ・歯科健診結果（受診者全体）を集計グラフにまとめます。受診者用結果のお知らせ票と合わせ、郵送にてご報告いたします。



図 10. 新潟県歯科保健協会 事業所歯科健診 A コース

お申し込みから歯科健診の結果のご報告までの流れ

① 新潟県歯科保健協会へ歯科健診のお申込み

実施希望時期の3か月前までにお申し込みをお願いします。

② 歯科健診実施に向けた打合せ

- ・事業所ご担当者様と、実施日・時間帯や健診設営会場等、詳細について電話またはメールで打合せをし、決定いたします。
- ・打合せ内容をもとに、健診スタッフ（歯科医師・歯科衛生士等）や器材等を手配いたします。

③ 歯科健診票のご送付（1～2週間前）

- ・事前に受診者に配付いただき、問診事項等をご記入ください。

④ 歯科健診の実施

健診開始 30～40分前

- ・事業所へ健診スタッフが伺い、予め設定した部屋に健診会場を設営します。

健診開始

- ▶ 受付（事業所様よりご協力いただきます。受診者は歯科健診票を持参します。）
- ▶ 歯科医師による歯科健診・・・1名あたり3～5分



- ・むし歯、喪失歯等のチェック
- ・歯周病のチェック
- ・お口の清掃状況のチェック
- ・歯石の付着状況のチェック
- ・歯並びや顎関節、お口の粘膜等のチェック（・歯牙酸蝕症のチェック）

- ▶ 歯科衛生士による個別歯科保健指導・・・1名あたり10～15分



- ・歯科健診結果の説明
- ・むし歯、歯周病の原因と進行についての情報提供
- ・生活習慣へのアドバイス
- ・個人のお口の状況に合わせた歯みがき指導
- ・お口の健康に関するご相談

健診終了

- ・器材の片付け、会場の撤収は健診スタッフで行います。



⑤ ご請求・健診結果のご報告

- ・当日の健診人数によりご請求金額が確定いたします。
- ・受診者の歯科健診結果を集計グラフにまとめ、ご請求と合わせ郵送にてご報告いたします。

図 11. 新潟県歯科保健協会 事業所歯科健診 B コース